

法務省民二第212号
平成25年3月8日

日本司法書士会連合会会長 細田長司 殿

法務省民事局民事第二課長 江原健志

土地の所有者が所在不明等の場合の用地取得の迅速化への協力について（依頼）

東日本大震災の被災地における住宅再建・復興まちづくりの加速化に向けた施策の一つである標記の用地取得の迅速化については、別添のとおり、当省においても、関係省庁と協力し、対応しているところです。

つきましては、下記について御協力をお願いします。

あわせて、宮城県司法書士会、福島県司法書士会及び岩手県司法書士会においても、適切に対応していただくよう、よろしくお取り計らい願います。

記

1 土地の所有者の所在探索及び相続人の調査について

復旧・復興事業に伴う用地取得については、土地の所有者の所在が不明であるなど、所有者の調査が困難であるため、復旧・復興が進まないケースがあるとの指摘がされている。

復旧・復興事業の実施に当たり、自治体が用地取得を行う場合等には、土地の所有者から当該用地を取得する必要があるところ、被災地の自治体から、用地取得に係る各種登記業務に関する相談及び登記の嘱託に係る事件の土地の所有者の所在探索又は所有権の登記名義人の相続人の調査の依頼を受けたときは、積極的に対応するよう、会員に周知願いたい。

2 不在者財産管理人又は相続財産管理人について

復旧・復興事業に伴う用地取得については、土地の所有者が行方不明等となっているケースに関し、これに対応する民法（明治２９年法律第８９条）上の制度として、不在者財産管理制度及び相続財産管理制度があり、今後、その利用の増加が見込まれるところである。

これらの制度が円滑に運用されるためには、財産管理人の選任を申し立てる被災地の自治体と申立てを受ける現地の家庭裁判所及び司法書士会との間で、連携が図られる必要があると考えられるところ、当該自治体が不在者財産管理人又は相続財産管理人の選任を申し立てる場合等について、当該司法書士会から速やかに不在者財産管理人又は相続財産管理人の候補者となる会員（司法書士）を推薦するなど、適切な対応を執るよう配意願いたい。